

台風19号被害に関する緊急会長声明

令和元年10月16日

群馬弁護士会会長 紺 正 行

本年10月12日から13日にかけて各地を襲った台風19号により、極めて広範囲に被害が発生しました。群馬県内においても、4名の方の尊い命が失われ、また、多数の方々が怪我をされたほか、住宅の損壊や浸水被害、農作物の被害など、深刻な被害が発生しています。ここに、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

そして、被害発生直後より、群馬県や各市町村の自治体職員、警察や消防、自衛隊の方々、インフラ復旧に従事する業者の方々、地元有志の方々など、多数の方々が、不眠不休で支援活動を行っていることにつきまして、心より敬意を表します。

当会も、弁護士会の社会的使命を果たすため、これまでに東日本大震災の被災者・被害者支援活動はじめ県内外で発生した災害復興支援活動に取り組んできた経験を活かし、緊急電話相談を近日中に開始するべく準備を進めるとともに、これと並行して、各種法律相談会（こまりごと相談会）につきましても、実施に向けた調整を行っているところです。いずれも、近日中に、県民の皆様にご案内できると思います。

また、今回の台風被害は、広範囲かつ多数の方が深刻な被害を受けていることからすれば、著しく異常かつ激甚な非常災害です。被災された方々に少しでも安心していただくため、当会は、国や政府に対し、今回の台風被害を特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条）と指定するよう求めます。

今後、当会は、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、各地の弁護士会はもちろん、群馬県や各市町村等関係諸機関と連携して、被災された皆様が一刻も早く生活再建できるよう、全力で支援活動を行って参ります。

以上